

2015年度(平成27年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2014年7月17日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 堂上勝己

代表理事 仁張正之

代表理事 森嶋 勲

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

2015 年度（平成 27 年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2664 名[内個人事業者（698）名]、会員構成は下記表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました¹。中小企業家同友会は全都道府県に組織されており、2014 年 4 月 1 日現在、43,384 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様へ「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し懇談を重ねてまいりました。

中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」のため 2001 年から全国的に運動を展開しました。大阪同友会は府下自治体の各議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択頂き、その理解を広げることができました。その後、金融システムの問題だけでなく、中小企業の経済的社会的地位付けを日本国として明確にし、国民的にも中小企業に対する正しい理解を広げることと同時に、中小企業の自助努力が報われるよう根本的な仕組みづくりが必要ではないか、と私たちの問題意識は発展しました。

時を同じくして、2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択され、さらに 2004 年 6 月、「イスタンブール閣僚宣言（第 2 回 OECD 中小企業大臣会合）」でボローニャ憲章を改めて評価し、世界経済における中小企業の重要性が強調されはじめました。中小企業家同友会では 2003 年 5 月から日本独自の中小企業憲章の研究と中小企業憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に運動を展開してきました。そんな折、2010 年 2 月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業家同友会の仲間もその研究会のメンバーとして召集され、中小企業憲章の制定に向けた議論が進み、2010 年 6 月 18 日、ついに中小企業憲章が閣議決定するに至りました。

今後は、この憲章を閣議決定にとどめず国民の総意とするため、国会決議をめざし運動しています。また、首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的機能を発揮して中小企業を軸とした経済政策の戦略的立案を進めること、中小企業庁を中小企業省に昇格させ中小企業担当大臣を設置すること、毎年 6 月を「中小企業憲章推進月間」と位置付け、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行うことなどを政府に提案し、全国の同友会の仲間とともにその実現のため運動を進めています。

中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします²。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である、人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持つ職場と社会の環境づくりに努めます。

（2014 年 4 月 1 日現在）

資本金額	会員数	%	社員数（パート含）	会員数	%	業種	会員数	%
～499 万円	401	15	0～4 人	936	35	製造業	756	28
500～999 万円	139	5	5～9 人	545	21	建設業	231	9
1000～1999 万円	960	36	10～19 人	455	17	情報通信・印刷業	193	7
2000～2999 万円	162	6	20～29 人	222	8	運輸・倉庫業	98	4
3000～4999 万円	181	7	30～49 人	216	8	卸・小売業	373	14
5000～9999 万円	94	4	50～99 人	159	6	専門家	495	19
1 億円～	29	1	100 人以上	131	5	サービス業	514	19
個人	698	26				その他	4	
合計	2664	100	合計	2664	100	合計	2664	100

¹ 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

² 同友会が提唱する 21 世紀型企業とは ①「会社の存在価値は何か」を問ひかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。②社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

【はじめに】

H24年総務省経済センサス基礎調査速報（2013.1.29 総務省） ※公務除く

平成 24 年経済センサス基礎調査（総務省 2013 年 1 月速報発表）によると、府下 409,831 事業所の 99.3%、雇用の 84.7%を従業者規模 300 人未満の事業所が占めています。また、製造品出荷額では 62%、卸小売販売額では 70%を中小企業が占めています。特に製造品出荷額にお

従業者規模	事業所数 (前回 H21 年調査)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
1 人～4 人	236,904 (261,120)	57.8 (58.0)	520,957 (573,688)	11.9 (11.7)
5 人～9 人	82,001 (89,546)	20.0 (19.9)	535,288 (583,529)	12.2 (11.9)
10 人～19 人	47,094 (50,781)	11.5 (11.3)	635,444 (684,202)	14.5 (14.0)
20 人～49 人	29,270 (32,682)	7.1 (7.2)	862,773 (974,425)	19.6 (19.9)
50 人～299 人	11,778 (13,232)	2.9 (2.9)	1,164,647 (1,313,789)	26.5 (26.8)
300 人以上	1,037 (1,146)	0.3 (0.3)	673,398 (771,062)	15.3 (15.7)
派遣・下請従業者のみ事業所	1,747 (1,365)	0.4 (0.3)	—	—
合計	409,831 (449,872)	100.0 (100.0)	4,392,507 (4,900,695)	100.0 (100.0)

いて、他の大都市と比べ大阪府では中小企業の割合が高いことが特徴となっています。

中小企業は地域に根差し、多くの雇用を守っており、そのことが結果として市府民税や固定資産税などの源泉になり自治体の安定財源の根拠となっています。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながることは上記の数字からも明らかです。

以上を踏まえ、中小企業支援策を大阪の「成長戦略」の柱として取り組まれることを期待し、その具体策として以下の通り要望・提言します。

「H24 年工業統計」(2014.4 発表)

※社員数 4 人以上。経産省及び各県 HP より作成。愛知は大企業 200 人以上の統計となっている。

額別順位	製造品出荷額 (円) (H22 年)	大企業	中小企業
愛知県	40 兆 0332 億 (38 兆 2108 億)	75% (69%)	25% (31%)
神奈川県	17 兆 4613 億 (17 兆 2467 億)	62% (63%)	38% (37%)
大阪府	16 兆 0227 億 (15 兆 7131 億)	38% (42%)	62% (58%)
静岡県	15 兆 7077 億 (15 兆 7931 億)	54% (55%)	36% (45%)
兵庫県	14 兆 3470 億 (14 兆 1838 億)	49% (51%)	51% (49%)
千葉県	12 兆 3885 億 (12 兆 3805 億)	57% (57%)	43% (43%)
埼玉県	12 兆 1393 億 (12 兆 8532 億)	37% (42%)	63% (58%)
茨城県	11 兆 0472 億 (10 兆 8132 億)	47% (48%)	53% (52%)

「H19 年商業統計」(次回発表は 2015.7)

※社員数 100 人以上を大企業に分類。経産省及び各県 HP より作成

額別順位	卸小売販売額 (円)	大企業	中小企業
東京都	181 兆 1214 億	60%	40%
大阪府	61 兆 6602 億	30%	70%
愛知県	43 兆 4432 億	24%	76%
福岡県	22 兆 1264 億	11%	89%
神奈川	20 兆 9469 億	23%	77%
北海道	17 兆 8194 億	—	—
埼玉県	15 兆 1108 億	16%	84%
兵庫県	13 兆 2692 億	15%	85%

³ 「中小企業白書 2014 年版」では、大阪府における中小企業の会社及び個人事業所の従業者総数割合は 66.4%となっている（卸サービス業は 100 人以下、小売飲食店は 50 人以下、それ以外は 300 人以下を中小企業としている）。全国平均では 69.7%。

2015年度（平成27年度）の重点要望

- (A) 大阪府中小企業振興基本条例に基づく「取り組み状況報告書」の公表を（P4）
- (B) 保育所の拡充等による女性の社会進出支援を（P6）
- (C) 法人事業税における外形標準課税の適用拡大は絶対にしないよう政府に要望を（P8）

1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出

（1）大阪府中小企業振興基本条例に基づく「取り組み状況報告書」を公表してください。

中小企業に関わる施策は商工業だけでなく、まちづくりや建設、福祉や教育、サービス業や農林水産業に至るまで多くの業種を包括しており、必然的に多くの部局に関係してきます。それゆえに、それぞれの部局が条例の理念を踏まえた施策が立案され実施されているかが重要です。大阪府では条例第4条基本方針に沿って展開している施策について「前年度の実施状況」と「実施状況を踏まえた今後の取り組み」を毎年度の5月議会に報告されているようですが、その報告書を府民に公表してください。

（2）2010年6月10日、大阪府中小企業振興基本条例が制定されましたが、府民的にはまだまだ周知されておりません。府庁内及び府民の中に広がるよう以下の取り組みを提案します。

- ① 知事直属の「中小企業支援会議」を設置し、部局横断的な機能を発揮させ、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めてください。
- ② 中小企業担当部長を置き、条例を具体化した政策・施策の実行体制を強化してください。
- ③ 府庁内全ての部課長クラスの職員に対して、定期的に中小企業の現場を見学する研修を実施してください。要請があれば同友会の会員企業はその研修に応じます。

（3）大阪府中小企業振興基本条例の第4条基本方針を具体的に進めるために以下のような具体案を提案します。

- ① 経営者保証によらない融資のあり方を実行するために「経営者保証に関するガイドライン」が経済産業省から発表され、金融庁や中小企業庁はその周知徹底に取り組んでいます。その趣旨を生かした金融支援の観点から、経営者の個人保証の軽減など再チャレンジできる制度を確立してください。
- ② 新規創業のための低利融資を拡充してください。
- ③ これまで融資実行の迅速化が一定進んでいましたが、保証協会合併に伴う合理化により融資実行への影響が危惧されます。職員を減らさず迅速な対応ができるような職員配置を行ってください。
- ④ 「キャリア教育を推進するために」（指針）の三つの基本理念⁴を生かし、小中高の生徒も教職員も中小企業の現場で一時的に就労体験できるような仕組みが必要です。例えば、大阪府教育センターにおいて実施されている「民間企業等派遣研修」や夏季における「民間企業体験研修」制度を拡充し、受入れ中小企業の割合を増やすなど。受入れ先中小企業として同友会の会員企業は協力させて頂きます。

⁴ 三つの基本理念とは、①小中高を通じた系統的・継続的なキャリア教育の実施、②ガイダンス機能の充実、③家庭・地域・企業等の幅広い参加、のこと

- ⑤ 平成 23 年度より、「実践的キャリア教育・職業教育支援事業成果発表会」を開催されていますが、これは引き続き継続して頂き地域の産業団体からも参加・交流できるようオープンにしてください。
- ⑥ 海外展開・進出では、現地でのビジネス上のトラブルに素早く対処できる「駆け込み寺」が必要です。中国だけでなくタイやベトナム、インドネシアなどそれぞれの国の現地に相談窓口を設置してください。

(4) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を

東日本大震災は M9.0 という「想定外」の規模で大きな被害をもたらしました。今後の防災対策は、この現実を踏まえた新しい基準が必要となります。今回のような連続的な断層破壊は、むしろ東海、東南海、南海地震で起こるのではないかと見られていました。それだけに生駒断層や上町断層など活断層の多い大阪において、改めてこれまで以上の防災対策の強化と整備が求められています。

- ① 地元の中小企業が参加し、市民と共に防災対策や被災した場合の対応策が協議できる場を設置し、街ぐるみで取り組みが進むように、各市町村との連携強化・支援策を講じてください。例えば、災害時に必要な重機や大型ジャッキ、チェーンソーなどはどの企業が持っているか、社員はどのように救助活動に参加するかなど日常的に居住市民と中小企業との連携を強化しておくことが必要です。
- ② 中小企業を地域の防災拠点と位置付け、大災害時の避難場所、飲食料の確保・備蓄や自家発電設備・備蓄倉庫の設置、津波避難ビル指定、瓦礫撤去など課題別にきめ細かく地域の中小企業との防災協定を結び、被災後計画的に復旧復興が進むように各市町村との連携強化・支援策を講じてください。特に津波による避難の場合、そのビルや建物が救難ヘリに発見されやすいように、「SOS」と書いた大きなシートやペンキ、発炎筒などを完備し、避難時に活用できるように準備ができているかなど新たな点検項目として追加する必要があります。
- ③ 上記①、②を繰り返し徹底すると同時に市町村まかせにせず、中小企業にも情報が行き届くように府としても対策を講じてください。
- ④ 学校、病院、公共住宅、避難施設などの耐震基準を見直し耐震補強を行うこと、地域の道路や橋梁の耐震対策、地盤の液状化対策、地下鉄・地下道の浸水対策など、インフラの点検・見直しと保守を早急を実施すること。昨年のご回答からこれらについて順次進められていることがわかりましたが、耐震対策工事の緊急性を考慮し、引き続き早期に対応されることを求めます。また、これらの事業を特に大阪の中小建設業に発注すること、同時に、緊急時に地域の中小企業が対応できるように、日常的に地域の中小企業に仕事が流れる仕組みを整備し、中小企業を地域ごとに育てることが一連の取り組みとして重要です。このことは防災対策だけでなく地域の景気対策にもつなげることができます。
- ⑤ 「大阪府市エネルギー戦略の提言」（平成 25 年 5 月 31 日・大阪府市エネルギー戦略会議）を踏まえ、大阪の電力供給については省エネを大前提にしつつ、できるだけ電力消費地で発電・消費する地域分散型のエネルギーシステムを構築することが求められています。また、太陽光発電設備設置に関する補助金制度の創設、各家庭やビル、マンションの屋上への太陽光発電設備普及など再生可能な自然エネルギーへの思い切った転換が必要です。合わせて、中小企業の活用を念頭に置き「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」をどう具体的に実行していくのか示されたい。
- ⑥ 「大阪府地震防災アクションプラン」では、今後 10 年間（平成 20 年度～29 年度）で地震被害半

減を目標に掲げていますが、専門家の間では住宅耐震化のためには最低 250 万円程度は必要とされており、府の補助金を加えても相当な費用負担が発生することに耐震化の進まない大きな原因があると考えられます。2014 年度は木造住宅耐震改修補助額が 40 万円から 70 万円に増額されましたが、さらなる拡充を求めます。

⑦ 高度経済成長時代に設置された陸橋・高架道路などが耐用年数をむかえ、その補強工事・更新投資をいかに迅速かつ計画的に進めるのか、日本全体の問題になっています。大阪府においても危険な陸橋・高架道路などが多く存在します。これらの工事の中で、特に補強工事やライフライン整備が急がれますが、無駄な新規事業を見極めつつ、大手建設会社に丸投げすることなく、地元の中小建設業にきめ細かく分離分割発注することを前提に、早急に対応してください。

⑧ 平成 20 年度の中小企業発注比率は金額ベースで 70%以上が確保されましたが、平成 21 年度から 60%台に下降しています。70%以上の水準を維持するよう努力してください。

⑨ 地方公共団体の公共事業は、最低制限価格を堅持し、予定価格の 90%程度に引き上げる努力をしてください。また、地域の中小企業への発注を原則とする仕組みを構築してください。それは雇用拡大効果や地域内の資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た官公需の中小企業発注比率 (%)】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成 24 年度	69.6	59.1	71.6	76.1	85.1	70.8
平成 23 年度	67.2	54.3	71.0	71.7	82.7	70.4
平成 22 年度	67.8	54.9	71.3	73.2	83.0	73.1
平成 21 年度	65.8	56.8	68.1	72.2	82.5	72.9
平成 20 年度	75.7	52.7	67.8	76.5	79.8	70.7
平成 19 年度	61.1	57.5	68.0	76.2	69.1	69.2
平成 18 年度	62.7	52.6	64.7	73.7	65.0	72.2

(※表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計)

(5) 保育所の拡充等による女性の社会進出支援を

女性の社会進出を活発にするためには、女性が働きやすい環境整備が不可欠です。保育所・学童保育所の増設・拡充、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して、社会復帰をはかるための教育訓練の充実など、子供を安心して産み育てられる支援策を講じてください。

(6) 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを

昨年のご回答の通り、施策立案及び実施にあたっては、中小企業者の実態を把握することが不可欠です。今後の中小企業政策に調査データを生かすためには、継続的な調査データの更新も必要です。大阪府として計画的に予算措置を行い各自治体に対して継続的に実態調査ができるように支援策を講じてください。また、昨年のご回答では「今後とも様々な手段を活用して中小企業の生の声を可能な限り汲み上げ、積極的な公表に努める」とされていますが、何社くらいの訪問計画をお持ちでしょうか？数値目標をお示してください。

(7) 大阪府の施設・施策の周知徹底を

中小企業支援策に関しては経営者の期待も高く、中でも広報体制への提案や運用面について多くの要望があります。そのような施設・施策（商談会・展示会・技術交流プラザ・産業技術支援センター、特許情報セ

ンター等)の周知徹底を図り情報の共有化を進めることは、企業間の技術面、仕事面において大きな効果が期待できます。

- ① このような施設・施策の周知徹底、情報の共有化を進めて頂き、大阪府の膨大なデータベースが有効活用されるよう整備してください。
- ② 中小企業者向けポータルサイトが開設されましたが、更にPRに努めてください。例えば、電車吊り広告や駅ポスター、ラジオのスポットCMなどが有効です。また、同友会もPRの協力を惜しみません。
- ③ 施策を活用した企業による報告会を実施してください。

(8) 大企業誘致に関するルールづくりを

- ① 大企業の突然かつ一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与えます。大阪府下のいくつかの自治体でもそうした大企業の税収の大きな落ち込みで困っているところが散見されます。立地にかかる補助金を交付した企業については、補助金交付要綱等で一定期間の操業義務が履行されなかった場合の補助金返還規定はありますが、優遇された税の返還規定はありません。大企業の工場移転、閉鎖などに当たってはその計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議する、また、大阪府が負担したインフラ整備費用や不動産取得税の減免措置相当分の返還義務を負うなど、補助金の返還規定のみならず、税に関する返還ルールを整備してください。
- ② 大企業誘致に偏重した産業政策は地域経済に与える影響が大きいため改める必要があります。例えば、地元中小企業の活性化を通じて地域経済を活性化させることに成功している「エコノミックガーデニング政策」は⁵、米国の地方自治体において実績をあげています。大阪府ものづくり支援課では、昨年12月にエコノミックガーデニングをテーマに「MOBIO Forum」を100名規模で開催されました。今後も大いにこのような取り組みや事例研究に取り組んでください。また、府下自治体でも実施できるよう支援策を講じてください。

(9) 中小企業の社会的役割・存在価値を正しく伝える事業の展開を

- ① 大阪同友会では、中小企業の正しい姿を伝えるため中小企業経営者自らが大学等で直接講義をする活動に取り組んでいます⁶。大阪府立大学では「ベンチャービジネス論」や「ものづくり経営者養成特修塾」が開講されていますが、中小企業経営者が講義する内容が極めて少ない状況です。大阪府立大学にも多くの中小企業経営者が登場するカリキュラムを編成し実施してください。昨年のご回答では「講師派遣のご提案については、必要に応じて大学法人で調整させていただきます」とのことですが、要請があれば同友会は会員企業を講師派遣させていただきますので是非ご連絡ください。
- ② 大阪同友会は高校のキャリア支援教育に協力させて頂いておりますが、その経験からも生徒だけでなく、学校の先生方自身に中小企業が社会に果たしている役割を正しく認識して頂くことが極めて

⁵ エコノミックガーデニング政策;米国のいくつかの地方自治体で実施されている地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。2006年版米国中小企業白書で取り上げられた地域活性化のためのプログラムの名称。従来の大企業誘致型でもなくシリコンバレー型の大規模なテクノロジー産業創出でもない、地域内で中小企業が根付く事業を育てるという考え方。この手法の原則は、地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出することにある。具体的には、商業や生活の質を維持向上させるインフラ整備、特に中小企業のニーズにこたえるため、大企業しか入手できない高度な市場情報や市場分析データを手頃な価格で提供、また一部の成功企業だけでなく全ての規模の企業成長を成功と考えていることなどが注目される。最初実践したコロラド州リトルトン市ではこの手法を活用して1990年から2005年の15年間で雇用を約2倍、売上税収を約3倍に増加させた。オークランド、サンタフェ、マディソン、シャイアンなどでも成果をあげている。

⁶ 阪南大学(1997年から実施)や大阪産業大学、大阪成蹊短期大学、近畿大学、大阪国際大学、大阪千代田短期大学などで開講し、受講する学生からも好評を得ています。2013年度から大阪市立大学でも実施中。

重要と考えています。そのための仕組みとして、教員の研修に、一定期間の中小企業職場体験を取り入れてください。

- ③ 中小企業の「ものづくり」支援のための優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰制度に加え、「ものづくり」だけでなく小規模でも他にない固有の技術やサービスに対して評価を行い、例えば「中小オンリーワン企業賞」や「小規模オンリーワン企業賞」のような認定制度を創設してください。特に「大阪府下で何社認定」ではなく、各自治体ごとの推薦で自治体ごとに数社ずつ認定するなど、地域で頑張っている多くの中小企業に光があたるようなきめの細かい制度にしてください。認定された中小企業は大変励みになります。

（10） 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動支援を

高校求人において企業側と高校生のミスマッチは依然として多くあります。かねてより要望していた「1人一社制の見直し」では、平成17年度より「1人二社」まで複数応募・推薦が可能となりました。今年度も「1人二社」を継続実施していただくことに加えて実状に合った改定を進めて下さい。このことはミスマッチを少なくし高校生の企業定着率を高めることにつながります。

（11） 法人事業税における外形標準課税の適用拡大は絶対にしないよう政府に要望してください

全ての中小企業が消費税の5%から8%への引上げ対応に追われている最中、中小企業向けの増税策が政府において議論されています。しかも、法人税減税の代替財源だと聞くに及び全く理解できかねています。また、政府税調からは中小企業は赤字でも行政サービスを受けており応分の負担が必要という論調も聞かれます。しかしこれは極めて一面的な見方であり、「中小企業は悪者」と決めつけたような議論です。中小企業は雇用の7割を守り、そのこと自体が地域社会の安定化に貢献していることは「中小企業憲章」において「中小企業は国家の財産」と高く評価されており、そのような指摘は全般的な外れです。社員の給与からは所得税や市市民税、固定資産税などが支払われ、会社自体も固定資産税や社会保険料を支払うなど中小企業は社会的負担をしています。社員と共に血のにじむような経営努力に取り組み、コストアップと販売価格の引き下げ圧力の中で必死に収益向上に向けて努力している大多数の中小企業の実態を無視して、中小企業への外形標準課税適用拡大が進められようとしています。現在、大阪府の法人事業税の一部が外形標準課税化されていますが、資本金1億円以下への適用拡大は絶対にしないよう政府に対して要望してください。中小企業も外形標準課税の対象となると、従業員への給与総額や資本金などが新たな課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持は難しくなり、負担は増します。中小企業にも賃上げの機運が広がり、労働条件の改善が進み始めた矢先に、このような増税は景気回復の芽を摘みかねません。

2、中小企業の円滑な金融施策

(1) セーフティネット融資（経営安定資金）の預託金廃止を改めるとともに、対象業種を縮小することなく、さらなる拡充を

欧州債務危機など世界的な経済危機は沈静化しているように見えますが予断を許さない状況にあります。このような時期にこそセーフティネット融資の拡充が必要です。改めて預託金の復活を求めるとともに、セーフティネット融資枠の増額措置（2010年度並）を講じてください。合わせて国に対しても要請してください。

(2) 統合された新保証協会においても現状の保証承諾率維持を

大阪府と大阪市の保証協会がこのたび統合されました。「二重行政」との批判もありましたが、大阪市内事業所と大阪府域の事業所とに棲み分けができていた事実もあります。したがって、新保証協会においても統合前の保証承諾率を下回らないよう保証承諾率の維持に努めてください。

(3) 借りやすく返しやすい制度融資の創設・充実を

- ① 大阪同友会がかねてより要望していました連帯保証人制度に関して、2006年度より全ての無担保融資について原則撤廃されました。また、2014年2月「経営者保証に関するガイドライン」（中小企業庁）の適用が開始され、経営者保証に依存しない融資の促進が打ち出され、同時に金融庁も銀行協会を通じて各金融機関に対し積極的な活用を要請し周知徹底するよう通達されました。このガイドラインが適切に運用されるように、保証協会及び関係金融機関の監督・指導を徹底してください。
- ② 2006年4月1日より一部の制度融資を除いて、0.50%～2.20%（100%保証・無担保の場合）まで9区分の保証料率が新たに設定されましたが、保証料率が高いと感じている中小企業経営者は少なくありません。例えば、問題なくきちんと返済してきた中小企業の返済履歴（クレジットヒストリー）の尊重や経営指針書（経営理念、経営方針、経営計画）の添付を保証審査の評価項目とし、保証料率を引き下げる優遇措置を講じてください。
- ③ 開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、5年間位のスパンで徐々に利息をアップさせるステップ型にするなど思いきった支援策を講じてください。
- ④ 毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場に立った説明会が必要です。保証協会に対し説明会の実施を要請しますので、要請に応じて頂けるようその仕組みを作ってください。
- ⑤ 新たな雇用創出及び維持に努める中小企業を資金面から支援する制度を創設してください。例えば、新規雇用に取り組んでいる中小企業の保証料率を免除する、あるいは新規雇用者が戦力になるまでの育成期間のための資金として、1人500万円程度の保証枠を創設するなど。また、新規雇用増が見込める施策に伴う資金を対象とする融資メニューとして大正銀行に地域経済活性化資金「まいど！大正です」がありますが、信金や信組にも拡大するよう指導してください。

(4) 定性評価を重視し地域にやさしい金融システム構築を

中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が活き活き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。現在、必要に応じた実地調査やヒアリングなどを実施されていますが、尚一層中小企業を訪問する取り組みを強化してください。また、ヒアリングの際には定性要因を調査することよりも、財務データばかりを集めていくとの現場の声があります。これでは折角訪問されても意味が半減します。保証協会に対して、どのようなヒアリング活動をしているのか、現場は何人体制で何社を目標に訪問しているのかなどを公表するよう指導してください。マンパワーが不足しているのであれば増員することも必要と考えます。

(5) 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を

大阪同友会が提言しておりました「事業再挑戦特別融資（仮称）」は、2008年度より「再挑戦支援資金」として実施され、2011年度からは金融機関経由の再挑戦支援保証となりました。ただ、「再挑戦支援資金」も廃業の場合に限られており、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融資が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を確立することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率のアップにもつなげるチャンスともなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を整備・構築してください。

3、各業界からの政策提言

(1) 大手企業による「優越的地位の濫用」行為に対する実効性ある是正措置を

大手企業がその下請けや納入業者に対して、半強制的値引き要請、「協力金」と称して売上の一定割合を赤伝処理⁷させられる、など独占禁止法の「優越的地位の濫用」に抵触する事例は枚挙にいとまがありません。「公正な市場環境を整える」ことは中小企業憲章にも明記されている重要な指針の一つです。このようなことが発生しないように、公正取引委員会の人員強化・充実と同時に、下請け企業からの告発がないと調査が入らないシステムを改め、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくり、下請け・受注側の証言が「正当」と認められる場合は、下請け・受注側が特定されることなく第三者機関によって指導及びペナルティを課すことができるなど不公正な取引環境を抜本的に改める仕組みづくりを国に働きかけてください。また、大阪府独自でも善処できる対策を検討し実施してください。尚、MOBIOに「下請けかけ込み寺」がありますが、上記のような内容が解決できるよう内容を強化してください。

(2) 大阪の中小旅行業者に仕事が回る仕組みの構築を

昨今、一部大手旅行社の原価を無視した格安旅行などが氾濫し、地域で生きる中小旅行社の経営を圧迫しています。旅行素材（観光バスや宿泊施設など）の買い叩き、規制緩和による競争激化、旅行・観光産業に携わる労働賃金や労働条件の悪化は顕著なものがあり、ますます大阪経済の下落に拍車を掛けています。大阪府所管の教育機関、福祉施設、産業支援機関など府が監督権を持っている組織体に対し、バス手配をはじめとする旅行手配を、地域に根をおろし、地域活動に参加し、雇用、納税を果たしている地元の中小旅行社にも積極的に参加させるよう通達を出すなど、「地域の仕事は地域の企業に発注する」という仕組みを構築してください。

(3) エコアクション 21 認証取得企業の加点評価の拡充を

大阪府建設工事指名競争入札参加資格審査における等級区分について、ISO9001 または ISO14001 の認証を取得している者に ISO 点が加算されますが、エコアクション 21 認証取得企業についても、ISO 同様の加点を行ってください。中小企業においては、環境省のガイドラインにそった環境経営の仕組みとして、エコアクション 21 が普及しています。エコアクション 21 への加点評価は、兵庫県ではすでに実施されています（16 点加算）。大阪府でも 4 点の加点評価が始まりましたが低い状況です。兵庫県と同レベルに加点評価を拡充してください。

(4) 海外の展示会に出展する中小企業への補助金の新設を

海外の展示会に出展する際、中国や台湾、韓国、香港など東南アジアの国々では出展企業に対し出展費、宿泊費、運送費など出展企業に対し直接補助金を支出し、自国の中小企業を応援しています。しかし、日本の場合は一定の支援策があるとはいえ、基本的には自己負担で出展しています。中小企業憲章や大阪府の中小企業振興基本条例には中小企業の海外展開を支援することが述べられており、大阪府においても憲章や条例の精神に立って、出展費や宿泊費、運送費などへの補助金創設を含め、他国に負けない支援策を創設してください。

⁷ すでに処理済の伝票を取り消すために発行される伝票のことです。赤字で記載されるため赤伝と言います。返品があった場合などに赤伝処理（返品伝票）を切ります。これによりすでに発行された売上伝票は、経理処理の上で取り消されたこととなります。